京都市職員共済組合電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程を公告する。

令和5年12月28日

京都市職員共済組合

理事長 岡田 憲和

京都市職員共済組合規程第2号

京都市職員共済組合電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

京都市職員共済組合電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程を次のように制定する。

京都市職員共済組合電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

(目 的)

第1条 この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存 方法の特例に関する法律第7条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的 記録の保存義務を履行するため、京都市職員共済組合において行った電子取引 の取引情報に係る電磁的記録を適正に保存するために必要な事項を定め、これ に基づき保存することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、京都市職員共済組合の職員(有期雇用職員等を含む。以下同じ。)に対して適用する。

(電子取引の範囲)

第3条 電子取引の範囲は、次の号に掲げる取引とする。

- (1) EDI取引
- (2) 電子メールを利用した請求書等の授受(添付ファイルによる場合も含む。)
- (3) クラウドサービスを利用した請求書等の授受
- (4) インターネット等による取引

(取引データの保存)

第4条 取引先から受領した取引関係情報及び取引相手に提供した取引関係情報のうち、次条に規定するデータは、保存サーバ内に8年間保存する。

(対象となるデータ)

第5条 保存する取引関係情報は、次の各号に掲げる情報とする。

- (1) 見積依頼情報
- (2) 見積回答情報
- (3) 確定注文情報
- (4) 注文請け情報
- (5) 納品情報
- (6) 支払情報
- (7) 収入情報
- (8) その他電子取引に係る情報

(運用体制)

- 第6条 保存する取引関係情報の管理責任者及び処理責任者は、次の各号のとおりとする。
- (1) 管理責任者 事務局次長
- (2) 処理責任者 庶務係長

(訂正削除の原則禁止)

第7条 保存する取引関係情報の内容について、訂正又は削除をすることは原 則禁止とする。

(訂正削除を行う場合)

第8条 業務処理上やむを得ない場合によって保存する取引関係情報を訂正又 は削除する場合には、処理責任者は、次の各号に掲げる内容を記載した「取引 情報訂正・削除申請書」(以下「申請書」という。)を管理責任者に提出しなけ ればならない。

- (1) 申請年月日
- (2) 取引伝票番号
- (3) 取引件名

- (4) 取引先名
- (5) 訂正·削除年月日
- (6) 訂正・削除内容
- (7) 訂正・削除理由
- (8) 処理担当者氏名
- 2 管理責任者は、申請書の提出を受けた場合は、正当な理由があると認める 場合に限り承認する。
- 3 管理責任者は、前項において承認した場合は、処理責任者に対して取引関係 情報の訂正又は削除を指示する。
- 4 処理責任者は、取引関係情報の訂正又は削除を行った場合は、当該取引関係情報に訂正又は削除履歴がある旨の情報を付すとともに「取引情報訂正・削除完了報告書」(以下「報告書」という。)を作成し、当該報告書を管理責任者に提出する。
- 5 申請書及び報告書は、事後に訂正又は削除履歴の確認作業が行えるよう整理 し、訂正又は削除の対象となった取引データの保存期間が満了するまで保存す る。

附則

この規定は、令和6年1月1日から施行する。

取引情報訂正‧削除申請書

下記の電子取引の取引情報について、訂正・削除の必要が生じたため申請いたします。

	*				 , ,	
申請年月日		年	月	日		
処理担当者氏名						
取引伝票番号						
取 引 件 名						
取 引 先 名						
申 請 処 理		訂正	•	削除		
訂正・削除年月日		年	月	日		
訂正・削除理由及び内容						
確 認 日		年	月	日		
処 理 責 任 者						
承 認 日		年	月	日		
管理責任者						

取引情報訂正 · 削除完了報告書

上記承認のあった取引情報について、訂正・削除が完了したことをご報告いたします。

訂正削除完了年月日			了年月	月日	年 月 日
処	理	責	任	者	
顛				末	

(行財政局人事部厚生課)